

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年4月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	循環水ポンプ(B)軸潤滑用他給水電磁弁(SV-227)において、カバーにひび割れが認められたため、カバーを修理	
2	1号機	原子炉補機冷却水ポンプ(C)において、本体ケーシング吊上げ用アイボルト埋め込み部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
3	2号機	タービン建屋弁漏えい軸封ラインの水張り時、原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)排気弁(MO-33-Z1A)グランド部に水のにじみが認められたため、グランド部を点検・修理	
4	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)の電気油圧式制御装置制御油フィルタ(1)において、差圧の増加が認められたため、当該フィルタを交換	
5	4号機	燃料プール冷却浄化系設備検査成績書において、計器番号等に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	
6	4号機	制御棒駆動水ポンプ室換気空調系局所空調機(HVH4-8)において、フィルタの汚れが認められたため、当該フィルタを交換	
7	4号機	所内ボイラ(A)の起動時、噴霧蒸気供給装置の動作不良によるバーナの着火不能が認められたため、当該装置を点検・修理	
8	5号機	換気空調系モータコントロールセンタ改造作業において、警報銘板に制御装置展開接続図との相違が認められたため、警報銘板を交換及び対応検討	
9	5号機	廃棄物処理系床ドレン系廃スラッジサージポンプの吐出圧力計(PI-100-447)において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該圧力計を点検・校正	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	復水前置ろ過装置入口圧力指示計(PI-G26-004)の点検時、指示不良(ゼロ点ズレ)が認められたため、当該指示計を修理	
11	6号機	原子炉建屋換気空調系風量制御ダンパ操作器(AO-U41-A120)の点検時、駆動部のベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
12	6号機	原子炉建屋換気空調系風量制御ダンパ操作器(AO-U41-D6-1)他10台の点検時、制御空気用減圧弁のドレンコックよりエアリークが認められたため、当該部を修理	
13	6号機	タービン建屋換気空調系風量制御ダンパ操作器(AO-U41-D60-62)の点検時、駆動部にエアリークが認められたため、当該部を修理	
14	6号機	主復水器細管洗浄装置(A2-C1)において、ボール注入ラインフローグラスに水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
15	6号機	タービン潤滑油系油清浄機フィルタポンプの吐出逆止弁(7-17V7-02)において、ボンネット部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
16	6号機	主復水器細管洗浄装置において、入口圧力計等(計18台)に指示不良(固着)が認められたため、当該圧力計を点検・修理	
17	6号機	電気品室換気空調系冷却装置(CH-6-2A)の冷却水出口ライン圧力指示スイッチ(PIS-U41-1022)において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該計器を点検・校正	
18	集中環境施設	可燃性雑固体焼却炉(A)排ガスモニタサンプルポンプ(A)運転時、サンプル「流量低」の表示が発生したため、当該ポンプを点検・修理	
19	集中環境施設	可燃性雑固体焼却炉(A)排ガスモニタサンプル「流量低」表示の発生及びサンプルラインの詰まりが認められたため、当該サンプルラインを点検・清掃	
20	集中環境施設	高温焼却炉設備換気空調系操作室給気フィルタにおいて、詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	
21	集中環境施設	重油タンクレベル計(LIS-R31-404)において、レベル計内に雨水の浸水が認められたため、レベル計を点検・清掃	
22	集中環境施設	高温焼却炉建屋放射線モニタ監視装置点検後の復旧時、エリアモニタ(CH1~6)及びプロセスモニタ(B)に指示値の変動が認められたため、当該モニタを再点検	
23	その他	サイトバンカチャンネルボックス減容装置の運転時、台車の動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで